

一般社団法人日本組織適合性学会 編集広報委員会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本組織適合性学会編集広報委員会の適正な運営、実施を図ることを目的として、編集広報委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第 2 条 本委員会の事務局は、一般社団法人日本組織適合性学会（以下「学会」という。）の事務支局に置く。

(構成)

第 3 条 委員会の組織は次の者で構成する。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名
- (3) 委員若干名

2 役員は次の規定により選任する。

- (1) 委員長は、学会の理事および指名理事の中から学会理事長が委嘱する
- (2) 委員は、原則として学会社員（評議員）の中から理事長が委嘱する。ただし、業務遂行上必要な場合は、一般会員を委員とすることができる。
- (3) 副委員長は、必要に応じて委員の中から委員長が委嘱する。

3 第 3 条第 1 項の任期は 次々期事業年度の委員が決定するまでとし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第 4 条 委員会役員および委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会の会務を総轄し、委員会を代表する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。
- (2) 委員は、本規則に定められた事項を議決する。

(業務)

第 5 条 本委員会は、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 学会の活動や組織適合性に係る情報を会員および社会に広報する業務
- (2) 学会誌（MHC）の発行に関する業務
- (3) 学会ホームページ作成に関する業務
- (4) 学会が主催する web 会議の開催に関する業務

(5) その他委員長が必要と認めた事項

2. 業務を遂行する上で、必要に応じて、非学会員に業務補助を委託することが出来る。

(会議)

第 6 条 委員会は、原則として年 1 回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議事を主宰する。

3 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を審議することができない。ただし、やむをえない事由で委員会に出席できない場合は、他の委員に委任状を提出し審議を委任することができる。委任状提出者は、議決に関して出席者として取り扱われ、その議決権は、委任された委員が代わりに執行する。

4 委員会の議事は、出席者全員の同意をもって議決される。

(記録)

第 7 条 委員会の委員長は、議事要旨を作成し、これを 5 年間保管しなければならない。

2 議事要旨の公開について学会員から要請があった場合は、原則として応じなければならない。ただし、個人情報にかかわる部分は、非公開とすることができる。

(報告)

第 8 条 本委員会での決議事項は理事会に報告の上、承認を受けなければならない。

(守秘義務)

第 9 条 委員会で取り扱う各種申請書等にかかる学会員の個人情報については、業務遂行上必要な情報のみに限り、委員長が事務局に申請し、これを取得することができる。使用後は直ちに破棄しなければならない。

2 上記によらず、学会誌への投稿に際して求める利益相反申告については、委員会がこれを適切に管理する。

3 個人情報にかかる部分について開示の要請があった場合は、本人にのみ応じることができる。

4 委員および第 5 条 2 項の業務補助を行う者は、職務上知り得た個人情報については、これを漏らしてはならない。委員または補助業務を辞した後も同様とする。

(除名)

第 10 条 本委員会の目的に反する行為のあった委員は、委員会の 3 分の 2 以上の同意による議決および理事会での承認をもって解任することができる。

(報酬等)

第 11 条 委員会委員は、原則として無報酬とする。ただし、第 5 条 2 項にある業務補助に係る非学会員への業務補助委託に係る費用については、原則として有償報酬とする。支弁内容、方法については別に定める。

(経費)

第 12 条 本委員会の業務遂行上必要な経費は、学会がこれを支弁する。

(雑則)

第 13 条 本規則の変更は、委員会及び学会の理事会並びに社員総会の議決を経たのち、総会の承認を得なければならない。

2 本規則の実施に関し必要な事項は、委員会の議決を経たのち、学会の理事会及び社員総会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第 14 条 本委員会の改廃は、理事会がこれを行う。

附則

1. この規則は、令和 4 (2022) 年 3 月 20 日から施行する。